新	一	備考
海外投資(株式等)保険約款	海外投資(株式等)保険約款	
平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009		
	沿革(略)	
第1章 総則	第1章 総則	
(定義)	(定義)	
第1条の2 この約款における用語の定義は、次の各号に定めると		
	ころによるもののほか、海外投資保険運用規程(平成29年4月1	
日 17 - 制度 - 00052。以下「運用規程」という。)別表に定める		
ところによる。	ところによる。	
一~八 (略)		
九「主要な事業資産等」とは、不動産、設備、原材料その他の場所は対象の他の特別を対象を対象を表現し、対象を表して表現し、対象を表現し、対象を表現しています。		
物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益で		
あって事業の遂行上特に重要なものをいい、再投資先企業の株		
式 <u>等</u> 及び再投資先企業向け貸付金債権 <u>その他の債権(以下「貸</u> 付金債権等」という。)を含む。	式及び再投資先企業向け貸付金債権を含む。	
<u> </u>	十~十二 (略)	
十三 「対象株式等喪失支払金等」とは、対象株式等又は主要な		
事業資産等としててん補する再投資先企業の株式等の喪失(第		
2条第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事由によ		
るものを除く。)に <mark>伴い支払われた金額又は当該株式等に対す</mark>		
る被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業(当該		
株式等を直接 大は間接に保有する 企業に限る。) への配当金を		
いう。		
十四 「取得金」とは、非常事故対象株式等(第3条第1項第1		
号で定めるものをいう。)、非常事故配当金請求権(第3条第		
1項第2号で定めるものをいう。)、信用事故対象株式等(第		
3条第3項で定めるものをいう。)又は信用事故配当金請求権		
(第3条第3項で定めるものをいう。)に係る、第2条第1項		
第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由の		
発生により被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が		
取得した金額(ただし、被保険投資の相手方又は再投資先企業		

- の金額については、被保険者持分に相当する金額に限る。)をいう。取得金を国債、公債その他これらに準ずる有価証券を含む金銭以外のもので取得した場合、当該取得金の額は、保険金の支払の請求をした日におけるその取得金の価額(当該請求の日の前日までに取得金を処分したときはその処分価額、当該請求の日の前日までに第7条の規定により取得金を金銭で取得したものとみなされたときは、そのみなされた日の価額)とする。
- 十五 「取得可能金」とは、前号で定める株式等又は配当金請求権に係る、第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由の発生により被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が取得し得べき金額(ただし、被保険投資の相手方又は再投資先企業の金額については、被保険者持分に相当する金額に限る。)をいう。取得可能金を国債、公債その他これらに準ずる有価証券の引渡請求権を含む金銭債権以外のもので取得した場合、当該取得可能金の額は、保険金の支払の請求をした日におけるその取得可能金の価額とする。
- 十六 「送金不能日」とは、第2条第1項第5号イからホまでのいずれかに該当する事由により対象株式等喪失支払金等をこの約款で定める国又は地域に送金することができなかった日をいう。
- 十七 「送金不能額」とは、対象株式等喪失支払金等のうち、送金不能日から2月以上の期間にわたりこの約款で定める国又は地域に送金することができなかった金額であって、第2条第1項第5号イからホまでのいずれかに該当する事由の発生前に送金し得べきであった金額を除いた額(ただし、被保険者持分に相当する金額に限る。)をいう。
- 十<u>八</u> 「監査済財務諸表等」とは、貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類であって、その適正性について公認会計士又はこれに準ずる者(以下「公認会計士等」という。)による保証があるものをいう。
- 十九 「未監査財務諸表等」とは、貸借対照表その他決算関係書 類又はこれに準ずる書類であって、その適正性について公認会 計士等による保証がないものをいう。
- 二十 「財務諸表等」とは、監査済財務諸表等及び未監査財務諸

- 十<u>四</u> 「送金不能日」とは、第2条第1項第5号イからホまでのいずれかに該当する事由により対象株式等喪失支払金等をこの約款で定める国又は地域に送金することができなかった日をいう。
- 十五 「送金不能額」とは、対象株式等喪失支払金等のうち、送金不能日から2月以上の期間にわたりこの約款で定める国又は地域に送金することができなかった金額であって、第2条第1項第5号イからホまでのいずれかに該当する事由の発生前に送金し得べきであった金額を除いた額(ただし、被保険者持分に相当する金額に限る。)をいう。
- 十六 「監査済財務諸表等」とは、貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類であって、その適正性について公認会計士又はこれに準ずる者(以下「公認会計士等」という。)による保証があるものをいう。
- 十七 「未監査財務諸表等」とは、貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類であって、その適正性について公認会計士等による保証がないものをいう。
- 十八 「財務諸表等」とは、監査済財務諸表等及び未監査財務諸

表等を個別に又は総称していう。

- 二十一 「被保険者等」とは、保険契約者、被保険者若しくは保 険金を受け取るべき者又はこれらの者の役員、代理人若しくは 使用人をいう。
- 二十二 「外国政府等」とは、外国の政府又は地方公共団体若し くはこれらに準ずる者をいう。
- 二十三 「てん補対象企業の所在国等」とは、各々のてん補対象 企業の所在する国又は地域をいう。
- 二十四 「事業地国等」とは、事業地の国又は地域をいう。

# 第2章 てん補の範囲及びてん補責任額

#### (てん補危険)

第2条 日本貿易保険は、てん補対象企業に係る次の各号のいずれ 第2条 日本貿易保険は、てん補対象企業に係る次の各号のいずれ に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。)の定める ところに従い、てん補する責めに任ずる。

# 一~四 (略)

五 対象株式等喪失支払金等を次のイからホまでのいずれかに該 当する事由により2月以上の期間本邦(再投資の場合は本邦又 は被保険投資の相手方若しくは再投資先企業(対象株式等又は 主要な事業資産等としててん補する再投資先企業の株式等を直 接又は間接に保有する企業に限る。)の所在する国若しくは地 域)に送金することができなかったこと。

イ~ホ (略)

### 六 (略)

- 2 日本貿易保険は、てん補対象企業が当該てん補対象企業の所在 する国又は地域以外の国又は地域において直接又は間接に保有す る主要な事業資産等に係る前項第2号から第5号までのいずれか に該当する事由により受ける損失にあっては、当該主要な事業資 産等の所在する国又は地域がこの証券に記載されている場合に限 りてん補する責めに任ずる。
- 3 (略)
- 4 日本貿易保険は、被保険投資の相手方又は中間企業が再投資先 4 日本貿易保険は、被保険投資の相手方又は中間企業が再投資先 企業(てん補対象企業に限る。)に対して貸付金債権等を有して いる場合において、当該再投資先企業について第1項第2号から

表等を個別に又は総称していう。

- 十九 「被保険者等」とは、保険契約者、被保険者若しくは保険 金を受け取るべき者又はこれらの者の役員、代理人若しくは使 用人をいう。
- 二十 「外国政府等」とは、外国の政府又は地方公共団体若しく はこれらに準ずる者をいう。
- 二十一 「てん補対象企業の所在国等」とは、各々のてん補対象 企業の所在する国又は地域をいう。
- 二十二 「事業地国等」とは、事業地の国又は地域をいう。

# 第2章 てん補の範囲及びてん補責任額

#### (てん補危険)

かに該当する事由により被保険者が受ける損失を、この約款(別)かに該当する事由により被保険者が受ける損失を、この約款(別) に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。)の定める ところに従い、てん補する責めに任ずる。

五 対象株式等喪失支払金等を次のイからホまでのいずれかに該 当する事由により2月以上の期間本邦(再投資の場合は本邦又 は被保険投資の相手方若しくは中間企業の所在する国若しくは 地域) に送金することができなかったこと。

# イ~ホ (略)

#### 六 (略)

- 2 日本貿易保険は、てん補対象企業が当該てん補対象企業の所在 する国又は地域以外の国又は地域において直接又は間接に保有す る主要な事業資産等に係る前項第2号から第4号までのいずれか に該当する事由により受ける損失にあっては、当該主要な事業資 産等の所在する国又は地域がこの証券に記載されている場合に限 りてん補する責めに任ずる。
- 3 (略)
- 企業(てん補対象企業に限る。)に対して貸付金債権等を有して いる場合において、第1項第2号から第4号までのいずれかに該

第4号まで若しくは第6号のいずれかに該当する事由が生じたこ とを原因として当該貸付金債権等が毀損し、それにより被保険者 が受ける損失、又は当該貸付金債権等について支払われた金額が 第1項第5号イからホに定めるいずれかの事由によって本邦若し くは被保険投資の相手方若しくは中間企業の所在する国若しくは 地域に2月以上の期間送金ができないことを原因として被保険者 が受ける損失については、別に特約を付した場合に限りてん補す る責めに任ずる。

5 日本貿易保険は、てん補対象企業が直接又は間接に保有する主 要な事業資産等(主要な事業資産等としててん補する場合であっ て、再投資先企業向け貸付金債権等を含むが、再投資先企業の株 式等は含まない。) について支払われた金額が第1項第5号イか らホに定めるいずれかの事由によって本邦又は被保険投資の相手 方若しくは再投資先企業(当該主要な事業資産等を直接又は間接 に保有する企業に限る。) の所在する国若しくは地域に2月以上 の期間送金ができないことを原因として被保険者が受ける損失に ついては、別に特約を付した場合に限りてん補する責めに任ず る。

当する事由によって当該再投資先企業に係る被保険投資の相手方 又は中間企業の事業について同項第2号イ若しくは二が生じたこ と、若しくは第1項第6号に定める事由が生じたことを原因とし て当該貸付金債権等が毀損し、それにより被保険者が受ける損 失、又は当該貸付金債権等について支払われた金額が第1項第5 号イからホに定めるいずれかの事由によって本邦若しくは被保険 投資の相手方若しくは中間企業の所在する国若しくは地域に2月 以上の期間送金ができないことを原因として被保険者が受ける損 失については、別に特約を付した場合に限りてん補する責めに任 ずる。

#### (てん補責任額)

- 第3条 前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により第3条 前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により 受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、以下のと おり計算する。
  - 一 前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由に係る対 象株式等(以下「非常事故対象株式等」という。)の損失にお いては、下表の①から②、④及び⑤を控除した残額(再投資の 場合は、①から②を控除した額と③のいずれか少ない額から④ 及び⑤を控除した残額と⑥のいずれか少ない額。なお、別に特 約で定める場合はこの限りではない。)に100分の95を乗じて得 た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。
  - 非常事故対象株式等について同項第1号の事由又は同項第 2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価し (1)た額

### (てん補責任額)

- 受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、以下のと おり計算する。
  - 一 前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由に係る対 象株式等(以下「非常事故対象株式等」という。)の損失にお いては、下表の①から②、④及び⑤を控除した残額(再投資の 場合は、①から②を控除した額と③のいずれか少ない額から④ 及び⑤を控除した残額と⑥のいずれか少ない額。なお、別に特 約で定める場合はこの限りではない。)に100分の95を乗じて得 た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。

非常事故対象株式等について同項第1号の事由又は同項第 2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価し (1)た額

				<b>海外投資(株式等)</b>	1木 灰水1永 •	利旧刈炽衣
		非常事故対象株式等について当該事由の発生直後に評価した額(ただし、当該事由の発生直後において当該事由に起		非常事故対象株式等について当該事由の発生直後に評価した額(ただし、当該事由の発生直後において当該事由に起		
	2	因して受けた損失に係る評価の算定が困難な場合にあって	2	因して受けた損失に係る評価の算定が困難な場合にあって		
	(2)		(2)			
		は、当該評価の算定にあたり合理的に可能となった時点に		は、当該評価の算定にあたり合理的に可能となった時点に		
		おいて評価した額とする。)		おいて評価した額とする。)		
		被保険投資の相手方及び中間企業に係る損害の発生の直前		被保険投資の相手方及び中間企業に係る損害の発生の直前		
	3	の各財務諸表等における簿価純資産額のうち被保険者持分	3	の各財務諸表等における簿価純資産額のうち被保険者持分		
		に相当する各金額のうち最も少ない金額		に相当する各金額のうち最も少ない金額		
		取得金又は取得可能金		非常事故対象株式等について、当該事由の発生により被保		
		771,3 223 313 213		険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が取得した金		
				額(以下「取得金」という。)又は取得し得べき金額(以		
	4		4	下「取得可能金」という。) (ただし、被保険投資の相手		
				方又は再投資先企業の金額については、被保険者持分に相		
				当する金額に限る。以下⑤において同じ。)		
		非常事故対象株式等について、被保険者、被保険投資の相		非常事故対象株式等について、被保険者、被保険投資の相		
		手方又は再投資先企業が損失を軽減するために必要な措置		手方又は再投資先企業が損失を軽減するために必要な措置		
	<u>(5)</u>	を講じて回収した金額(ただし、被保険投資の相手方又は	<u>⑤</u>	を講じて回収した金額		
	<u></u>	再投資先企業の金額については、被保険者持分に相当する	<u></u>	と時しく四状した並領		
		金額に限る。)				
_		取得のための対価の額		取得のための対価の額		
	6	以付のための対価の領	6	取侍のための対価の領		
		前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由に係る配		前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由に係る配		
	弄	i金請求権(支払期日の到来したもの又は第27条第1項の規定	当	金請求権(支払期日の到来したもの又は第27条第1項の規定		
	に	[より日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下	に	より日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下		
	- 1	「非常事故配当金請求権」という。)の損失においては、下表	Γ	非常事故配当金請求権」という。)の損失においては、下表		
	T.	①から②、③及び④を控除した残額に100分の95を乗じて得た	$\mathcal{O}$	①から②、③及び④を控除した残額に100分の95を乗じて得た		
	金	:額とする。ただし、保険金額を限度とする。	金	額とする。ただし、保険金額を限度とする。		
		非常事故配当金請求権について、同項第1号の事由又は同		非常事故配当金請求権について、同項第1号の事由又は同		
	1	項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評	1	項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評		
		価した額		価した額		
		非常事故配当金請求権について、当該事由の発生直後に評		非常事故配当金請求権について、当該事由の発生直後に評		
		価した額(ただし、当該事由の発生直後において当該事由		価した額(ただし、当該事由の発生直後において当該事由		
	2	に起因して受けた損失に係る評価の算定が困難な場合にあ	2	に起因して受けた損失に係る評価の算定が困難な場合にあ		
	_	っては、当該評価の算定にあたり合理的に可能となった時		っては、当該評価の算定にあたり合理的に可能となった時		
		点において評価した額とする。)		点において評価した額とする。)		
LL		7111 - 4- 1 CHI JM O / CHYC / WO /		/// СЫТ Щ О / СНУС / ФО /		

③ 取得金又は取得可能金

(4)

非常事故配当金請求権について、被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額<u>(ただし、被保険投資の相手方又は再投資先企業の金額については、被保険者持分に相当する金額に限る。</u>)

2 前条第1項第5号の事由により受けた損失について日本貿易保 2 険がてん補すべき額は、対象株式等又は主要な事業資産等として てん補する再投資先企業の株式等の喪失に伴い支払われた金額に 係る損失にあっては本邦への送金不能額と取得のための対価の額 とのいずれか少ない金額(再投資の場合は、本邦又は被保険投資 の相手方若しくは再投資先企業(当該株式等を直接又は間接に保 有する企業に限る。以下本項において同じ。) の所在する国若し くは地域への送金不能額、取得のための対価の額、並びに送金不 能日の直前の被保険投資の相手方及び再投資先企業に係る財務諸 表等における簿価純資産額のうち被保険者持分に相当する金額の いずれか少ない金額)から、次の各号に掲げる金額を控除した残 額に、当該株式等に対する配当金に係る損失にあっては本邦(再 投資の場合は、本邦又は被保険投資の相手方若しくは再投資先企 業の所在する国若しくは地域)への送金不能額から次の各号に掲 げる金額を控除した残額に、100分の95を乗じて得た金額とする。 ただし、保険金額を限度とする。

 $-\sim$ 三 (略)

3 前条第1項第6号の事由により受けた損失について日本貿易保 険がてん補すべき額は、対象株式等に係る損失にあっては当該事 由に係る対象株式等(以下「信用事故対象株式等」という。)の 取得のための対価の額(ただし、再投資の場合は別に特約に定め るものとする。以下、本項において同じ。)から、配当金請求権 に係る損失にあっては当該事由に係る配当金請求権(支払期日の 到来したもの又は第27条第1項の規定により日本貿易保険が損失 の発生を確認したものに限る。以下「信用事故配当金請求権」と いう。)に基づき取得し得べき配当金の額から、次の各号に掲げ

3 非常事故配当金請求権についての、取得金又は取得可能金 (ただし、被保険投資の相手方又は再投資先企業の金額に ついては、被保険者持分に相当する金額に限る。以下④に おいて同じ。)

非常事故配当金請求権について、被保険者、被保険投資の 相手方又は再投資先企業が損失を軽減するために必要な措 ④ 置を講じて回収した金額

2 前条第1項第5号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、対象株式等の喪失により支払われた金額に係る損失にあっては本邦への送金不能額と取得のための対価の額とのいずれか少ない金額(再投資の場合は、本邦又は被保険投資の相手方若しくは中間企業の所在する国若しくは地域への送金不能額、取得のための対価の額、並びに送金不能日の直前の被保険投資の相手方及び中間企業に係る財務諸表等における簿価純資産額のうち被保険者持分に相当する金額のいずれか少ない金額)から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、対象株式等に対する配当金に係る損失にあっては本邦(再投資の場合は、本邦又は被保険投資の相手方若しくは中間企業の所在する国若しくは地域)への送金不能額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。

一~三 (略)

3 前条第1項第6号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、対象株式等に係る損失にあっては当該事由に係る対象株式等(以下「信用事故対象株式等」という。)の取得のための対価の額(ただし、再投資の場合は別に特約に定めるものとする。以下、本項において同じ。)から、配当金請求権に係る損失にあっては当該事由に係る配当金請求権(支払期日の到来したもの又は第27条第1項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下「信用事故配当金請求権」という。)に基づき取得し得べき配当金の額から、次の各号に掲げ

る金額を控除した残額に、100分の95を乗じて得た金額とする。た だし、保険金額を限度とする。

- 一 取得金又は取得可能金
- 二 被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が損失を軽 減するために必要な措置を講じて回収した金額(ただし、被保 険投資の相手方又は再投資先企業の金額については、被保険者 持分に相当する金額に限る。)
- 項に定める中小企業者又は資本金の額若しくは出資の総額が10億 円未満の会社(中小企業者を除く。)であって、事業の休止(て ん補対象企業である被保険投資の相手方に係るものに限る。以 下、本項及び第4条第4項において同じ。)の日以降3月以内に 受けた損失について保険金の支払を請求するにあたり、日本貿易 保険が次条第3項各号に定める書類の提出が困難であると認めた ときは、第1項中の非常事故対象株式等について日本貿易保険が てん補すべき額は、以下のとおりとする。

「前条第1項第2号から第4号までのいずれかの事由により受 けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、事業の休止 の日以降3月以内に発生した費用(通常、損益計算書において営 業費用に該当する費用のうち、従業員の給与、地代家賃、水道光 熱費、通信費等の費用をいい、財務費用や臨時的に発生した費用 は含まない。) について、日本貿易保険が次条第4項に定める書 類を基礎として確認することができた額(以下「休止期間営業費 用」という。)、前条第1項第2号から第4号までのいずれかの 事由による損害の発生の直前に評価した額から、次の各号に掲げ る金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただ し、保険金額を限度とする。

- 一 取得金又は取得可能金
- 二 (略)

5~6 (略)

- る金額を控除した残額に、100分の95を乗じて得た金額とする。た だし、保険金額を限度とする。
- 一 当該事由の発生による被保険者、被保険投資の相手方又は再 投資先企業の取得金又は取得可能金(ただし、被保険投資の相 手方又は再投資先企業の金額については、被保険者持分に相当 する金額に限る。以下次号において同じ。)
- 二 被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が損失を軽 減するために必要な措置を講じて回収した金額
- 4 被保険者が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1 4 被保険者が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1 項に定める中小企業者又は資本金の額若しくは出資の総額が10億 円未満の会社(中小企業者を除く。)であって、事業の休止(て ん補対象企業である被保険投資の相手方に係るものに限る。以 下、本項及び第4条第4項において同じ。)の日以降3月以内に 受けた損失について保険金の支払を請求するにあたり、日本貿易 保険が次条第3項各号に定める書類の提出が困難であると認めた ときは、第1項中の非常事故対象株式等について日本貿易保険が てん補すべき額は、以下のとおりとする。

「前条第1項第2号から第4号までのいずれかの事由により受 けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、事業の休止 の日以降3月以内に発生した費用(通常、損益計算書において営 業費用に該当する費用のうち、従業員の給与、地代家賃、水道光 熱費、通信費等の費用をいい、財務費用や臨時的に発生した費用 は含まない。) について、日本貿易保険が次条第4項に定める書 類を基礎として確認することができた額(以下「休止期間営業費 用」という。)、前条第1項第2号から第4号までのいずれかの 事由による損害の発生の直前に評価した額から、次の各号に掲げ る金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただ し、保険金額を限度とする。

- 一 当該事由発生による被保険者の取得金又は取得可能金
- (略)

 $5 \sim 6$  (略)

#### (評価額の基礎とする書類)

# (評価額の基礎とする書類)

- 第4条 前条第1項の非常事故対象株式等について第2条第1項第第4条 前条第1項の非常事故対象株式等について第2条第1項第 1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生 の直前に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類におけ るてん補対象企業の対象株式等の評価額(以下「直前評価額」と いう。)を基礎とするものとする。なお、本項及び第3項におい て、運用規程第7条第1項第3号又は第2項に基づき評価額を設 定した場合にあっては、日本貿易保険が認めた場合を除き、当該 設定に用いた財務諸表等に係る直近のものを用いることとする。 一~ 四 (略)
- $2 \sim 4$  (略)

# (取得のための対価の額に係る制限)

- ててん補する再投資先企業を含む。以下本項において同じ。)に ついて第3条第1項から第4項の規定により算定した日本貿易保 険がてん補すべき額又はその累計額が取得のための対価の額から 次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易 保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額 とする。
  - 一 当該事由発生前における当該対象株式等の喪失(第2条第1 項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由 によるものを除く。) により被保険者、被保険投資の相手方又 は再投資先企業が取得した金額又は取得し得べき金額(被保険 投資の相手方又は再投資先企業の金額については、いずれも被 保険者持分に相当する金額とし、送金不能額が含まれる場合に あっては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額) とその喪失した対象株式等の取得のための対価の額(再投資の

1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生 の直前に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類におけ るてん補対象企業の対象株式等の評価額(以下「直前評価額」と いう。)を基礎とするものとする。なお、本項及び第3項におい て、運用規程第7条第1項第3号又は第2項に基づき評価額を設 定した場合にあっては、日本貿易保険が認めた場合を除き、当該 設定に用いた財務諸表等に係る直近のものを用いることとする。 一~四 (略)

#### $2 \sim 4$ (略)

5 第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事 由の発生による取得金(金銭で取得したものを除く。)又は取得 可能金(金銭債権で取得したものを除く。)の額は、保険金の支 払の請求をした日におけるその取得金又は取得可能金の価額とす る。ただし、その日の前日までに取得金を処分したときは、その 処分価額とし、又はその日の前日までに第7条の規定により取得 金を金銭で取得したものとみなされたときは、そのみなされた日 の価額とする。

#### (取得のための対価の額に係る制限)

- 第5条 対象株式等(第3条第2項において主要な事業資産等とし第5条 対象株式等について第3条第1項、第2項又は第4項の規 定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額 が取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残 額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの 規定にかかわらず、その残額とする。
  - 一 当該事由発生前における当該対象株式等の喪失(第2条第1 項第1号から第4号までのいずれかに該当する事由によるもの を除く。)により取得した金額又は取得し得べき金額(送金不 能額が含まれる場合にあっては、これらの金額から当該送金不 能額を控除した残額)とその喪失した対象株式等の取得のため の対価の額(再投資の場合にあっては、この証券記載の保険金 額(証券に当該対象株式等の保険金額の記載がない場合は、そ の直近の評価額))とのいずれか多い金額

場合にあっては、この証券記載の保険金額(証券に当該対象株式等の保険金額の記載がない場合は、その直近の評価額))とのいずれか多い金額

二 当該事由発生前における取得金又は取得可能金

三 (略)

- 二 当該事由発生前における<u>第2条第1項第1号から第4号まで</u>のいずれかに該当する事由の発生による被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業の取得金又は取得可能金<u>(ただし、被保険投資の相手方又は再投資先企業の金額については、被保険者持分に相当する金額に限る。)</u>
- 三 (略)
- 2 対象株式等について第3条第3項の規定により算定した日本貿 易保険がてん補すべき額と当該対象株式等について第2条第1項 第1号から第5号までのいずれかに該当する事由により生じた損 失についてこの約款による保険契約に基づきてん補した額又はそ の累計額との合計額が取得のための対価の額から次の各号に掲げ る金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補す べき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。
  - 一 当該事由の発生前における当該対象株式等の喪失(第2条第 1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事 由によるものを除く。)により被保険者、被保険投資の相手方 又は再投資先企業が取得した金額又は取得し得べき金額(被保 険投資の相手方又は再投資先企業の金額については、いずれも 被保険者持分に相当する金額とし、送金不能額が含まれる場合 にあっては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残 額)と喪失した対象株式等の取得のための対価の額(再投資の 場合にあっては、この証券記載の保険金額(証券に当該対象株 式等の保険金額の記載がない場合は、その直近の評価額))と のいずれか多い金額
  - 二 当該事由発生前における第2条第1項第1号から第4号まで 又は第6号のいずれかに該当する事由の発生による被保険者、 被保険投資の相手方又は再投資先企業の取得金又は取得可能金 (ただし、被保険投資の相手方又は再投資先企業の金額につい ては、被保険者持分に相当する金額に限る。以下次号において 同じ。)
- 三 第3条第3項各号に規定する金額

# (取得金の送金不能に係る取扱い)

第6条 日本貿易保険は、第3条第1項、第3項及び第4項並びに 前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号 のいずれかに該当する事由により本邦又は被保険投資の相手方若 しくは再投資先企業の所在する国若しくは地域に送金することが できない金額(その事由の発生前に送金し得べきであった金額を 除く。以下「送金不能取得額」という。)が生じたときは、第3 条第1項、第3項及び第4項並びに前条の規定により算定した日 本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第3条第1項第1 号④、第2号③、第3項第1号若しくは第4項第1号又は前条第 2号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞ れ第3条第1項第1号4人、第2号3人、第3項第1号若しくは第4 項第1号又は前条第2号に規定する金額とみなして第3条第1 項、第3項及び第4項並びに前条の規定を適用して算出した日本 貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。  $-\sim$ 六 (略)

# (取得金の送金不能に係る取扱い)

第6条 日本貿易保険は、第3条第1項、第3項及び第4項並びに 前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号 のいずれかに該当する事由により本邦又は被保険投資の相手方若 しくは中間企業の所在する国若しくは地域に送金することができ ない金額(その事由の発生前に送金し得べきであった金額を除 く。以下「送金不能取得額」という。)が生じたときは、第3条 第1項、第3項及び第4項並びに前条の規定により算定した日本 貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第3条第1項第1号 ④、第2号③、第3項第1号若しくは第4項第1号又は前条第1 項第2号若しくは第2項第2号に規定する金額から送金不能取得 額を控除した残額をそれぞれ第3条第1項第1号④、第2号③、 第3項第1号、第2号若しくは第4項第1号又は前条第1項第2 号若しくは第2項第2号に規定する金額とみなして第3条第1 項、第3項及び第4項並びに前条の規定を適用して算出した日本 貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。

一~六 (略)

# (みなし取得金)

第7条 前条の適用に関しては、被保険者、被保険投資の相手方又 は再投資先企業が譲渡することができる取得金(金銭で取得した ものを除く。)をその取得の日から2月以内に金銭で取得しなか ったときは、その期間を経過した日に金銭で取得したものとみな す。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。

# (みなし取得金)

第7条 前条の適用に関しては、被保険者、被保険投資の相手方又 は中間企業が譲渡することができる取得金(金銭で取得したもの を除く。)をその取得の日から2月以内に金銭で取得しなかった ときは、その期間を経過した日に金銭で取得したものとみなす。 ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。

#### 第3章 保険契約者又は被保険者の義務

#### (損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務)

第13条 被保険者は、損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知**第13条** 被保険者は、損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知 ったときは、当該事情の発生を知った日から1月以内にその旨を 日本貿易保険に書面で通知しなければならない。ただし、日本貿 易保険が認めた場合はこの限りでない。

# 第3章 保険契約者又は被保険者の義務

# (損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務)

ったときは、当該事情の発生を知った日から1月以内にその旨を 日本貿易保険に書面で通知しなければならない。

# 第6章 保険金の支払

#### (保険金の請求)

#### 第6章 保険金の支払

#### (保険金の請求)

第25条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者 第25条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者

(以下「保険金請求人」という。) は、自己の費用をもって損失 の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要 な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。

対象株式等喪失支払金等(配当金に係るものを除く。)について は損失の発生日から、配当金請求権については支払期日から9月 以内に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に猶予期間 を定めた場合は、この限りでない。

 $3 \sim 6$  (略)

(以下「保険金請求人」という。) は、自己の費用をもって損失 の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要 な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。

2 前項の請求は、損失発生通知を行った日以降、対象株式等又は 2 前項の請求は、損失発生通知を行った日以降、対象株式等又は 対象株式等喪失支払金等については損失の発生日から、配当金請 求権については支払期日から9月以内に行うものとする。ただ し、日本貿易保険が、特に猶予期間を定めた場合は、この限りで ない。

> $3\sim6$ (略)

# (保険金請求権の消滅時効)

第26条 保険金請求権は、対象株式等又は対象株式等喪失支払金等第26条 保険金請求権は、対象株式等又は対象株式等喪失支払金等 当金請求権については支払期日から3年を経過した場合、時効に から3年を経過した場合、時効により消滅するものとする。 より消滅するものとする。

2 (略)

# (保険金請求権の消滅時効)

(配当金に係るものを除く。) については損失の発生日から、配 については損失の発生日から、配当金請求権については支払期日

2 (略)

#### 第8章 雑則

#### (換算率)

の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次 の各号のとおりとする。

 $-\sim$  三 (略)

- 規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、運用規程に定 めた場合は、この限りでない(以下第3項及び第4項において同 U. ) .
- 一 次のイとロの各金額は、それぞれに定める日(ただし、イ及 びロの双方の額を保険の対象とする場合は、イに定める日)に おける前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算して証券に 記載する。

イ~ロ (略)

二 第3条第1項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金 額、第5条第1項に定める各金額又は第6条に規定する送金不 能取得額の通貨が、第2条第1項第1号の事由又は同項第2

#### 第8章 雑則

#### (換算率)

第33条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一第33条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一 の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次 の各号のとおりとする。

 $-\sim$  三 (略)

- 2 次の各号の金額が外貨建てのときは、当該金額は、次の各号の2 次の各号の金額が外貨建てのときは、当該金額は、次の各号の 規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、運用規程に定 めた場合は、この限りでない(以下第3項及び第4項において同 U. ) .
  - 一 次のイとロの各金額は、それぞれに定める日における前項第 1号の外国為替相場により邦貨に換算して証券に記載する。

#### イ~ロ (略)

二 第3条第1項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金 額、第5条第1項に定める各金額又は第6条に規定する送金不 能取得額の通貨が、第2条第1項第1号の事由又は同項第2

号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前(以下「事由又は損害発生直前」という。)に評価した額の通貨と異なる場合は、下表に定める日において事由又は損害発生直前に評価した額の通貨に換算して行い、算定された額を事由又は損害発生直前の日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

(非常事故対象株式等の場合)

1	事由又は損害発生直前に評価した額	_
2	事由の発生直後に評価した額(ただし、 当該事由の発生直後において当該事由に 起因して受けた損失に係る評価の算定が 困難な場合にあっては、当該評価の算定 にあたり合理的に可能となった時点にお いて評価した額とする。)	事由又は損害 発生直前の日
3	被保険投資の相手方及び中間企業に係る 損害の発生の直前の各財務諸表等におけ る簿価純資産額のうち被保険者持分に相 当する各金額のうちもっとも少ない金額	事由又は損害 発生直前の日
4	取得金又は取得可能金	額が確定した日
(5)	被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額 <u>(ただし、被保険投資の相手方又は再投資先企業の金額については、被保険者持分に相当する金額に限る。)</u>	回収した日
6	取得のための対価の額	払込日(当該 日の認定が難 しい場合は送

号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前(以下「事由又は損害発生直前」という。)に評価した額の通貨と異なる場合は、下表に定める日において事由又は損害発生直前に評価した額の通貨に換算して行い、算定された額を事由又は損害発生直前の日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。

(非常事故対象株式等の場合)

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
1	事由又は損害発生直前に評価した額	_
2	事由の発生直後に評価した額(ただし、 当該事由の発生直後において当該事由に 起因して受けた損失に係る評価の算定が 困難な場合にあっては、当該評価の算定 にあたり合理的に可能となった時点にお いて評価した額とする。)	事由又は損害 発生直前の日
3	被保険投資の相手方及び中間企業に係る 損害の発生の直前の各財務諸表等におけ る簿価純資産額のうち被保険者持分に相 当する各金額のうちもっとも少ない金額	事由又は損害 発生直前の日
4	取得金又は取得可能金 <u>(ただし、被保険</u> 投資の相手方又は再投資先企業の金額に ついては、被保険者持分に相当する金額 に限る。以下⑤において同じ。)	額が確定した日
5	被保険者、被保険投資の相手方又は再投 資先企業が損失を軽減するために必要な 措置を講じて回収した金額	回収した日
6	取得のための対価の額	払込日(当該 日の認定が難 しい場合は送

		金日)			金日)	
7	第5条第1項第1号及び第2号に定める 各金額	額が確定した日	7	第5条第1項第1号及び第2号に定める 各金額	額が確定した日	
8	第5条第1項第3号に定める金額	本項に規定し た日	8	第5条第1項第3号に定める金額	本項に規定し た日	
(非	常事故配当金請求権の場合)		(非	常事故配当金請求権の場合)		
1	事由又は損害発生直前に評価した額	_	1	事由又は損害発生直前に評価した額	_	
2	事由の発生直後に評価した額(ただし、 当該事由の発生直後において当該事由に 起因して受けた損失に係る評価の算定が 困難な場合にあっては、当該評価の算定 にあたり合理的に可能となった時点にお いて評価した額とする。)		2	事由の発生直後に評価した額(ただし、 当該事由の発生直後において当該事由に 起因して受けた損失に係る評価の算定が 困難な場合にあっては、当該評価の算定 にあたり合理的に可能となった時点にお いて評価した額とする。)		
3	取得金又は取得可能金	額が確定した日	3	取得金又は取得可能金 <u>(ただし、被保険</u> 投資の相手方又は再投資先企業の金額に ついては、被保険者持分に相当する金額 に限る。)	額が確定した日	
4	被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額 <u>(ただし、被保険投資の相手方又は再投資先企業の金額については、被保険者持分に相当する金額に限る。)</u>	回収した日	4	被保険者、被保険投資の相手方又は再投資先企業が損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額	回収した日	
(5)	第5条第1項第1号及び第2号に定める 各金額	額が確定した日	5	第5条第1項第1号及び第2号に定める 各金額	額が確定した日	
6	第5条第1項第3号に定める金額	本項に規定した日	6	第5条第1項第3号に定める金額	本項に規定し た日	

において、回収した金額が対象株式等に表示された通貨(以下 「表示通貨」という。)と異なる通貨建てのときは、当該金額 は、回収を確認した日(同条第9項の場合にあっては、回収した ものとみなされる日)における第1項各号の外国為替相場により 表示通貨に換算するものとする。

 $4 \sim 7$  (略)

付する場合において、回収した金額が対象株式等に表示された通 貨(以下「表示通貨」という。)と異なる通貨建てのときは、当 該金額は、回収を確認した日(同条第9項又は第10項の場合にあ っては、回収したものとみなされる日)における第1項各号の外 国為替相場により表示通貨に換算するものとする。

#### $4 \sim 7$ (略)

#### (質権又は譲渡担保の設定)

- 第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の<br />
  第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の 目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようと するときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前 に日本貿易保険の承諾を得なければならない。ただし、保険の目 的のみについて質権又は譲渡担保を設定しようとするときであっ て、日本貿易保険が認めた場合は、当該質権又は譲渡担保権の取 得予定者との連名での承諾の取得は不要とし、被保険者が単名に て承諾を得ればよいものとする。
- 2 再投資の場合、被保険者は、再投資先企業(中間企業、てん補 対象企業、又は主要な事業資産等としててん補する企業に限 る。) の株式等又は被保険投資の相手方が再投資先企業(てん補 対象企業である場合又は主要な事業資産等としててん補する場合 に限る。) に対して保有する、若しくは再投資先企業が他の再投 資先企業(てん補対象企業である場合又は主要な事業資産等とし ててん補する場合に限る。) に対して保有する貸付金債権等につ いて質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿 易保険の承諾を得なければならない。
- (略)

### 附則

この改正は、令和5年10月31日から実施する。

#### (質権又は譲渡担保の設定)

- 目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようと するときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前 に日本貿易保険の承諾を得なければならない。ただし、保険の目 的のみについて質権又は譲渡担保を設定しようとするときであっ て、日本貿易保険が認めた場合は、当該質権又は譲渡担保権の取 得予定者との連名での承諾の取得は不要とし、被保険者が単名に て承諾を得ればよいものとする。
- 2 被保険者は、てん補対象企業若しくは中間企業の株式又はてん 補対象企業向け貸付金債権(てん補対象企業の主要な事業資産等 としててん補するものを含む。) について質権又は譲渡担保を設 定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければ ならない。

(略)